

## ◇人の動き◇

(昭和62年6月末日現在)

|     |             |
|-----|-------------|
| 世帯数 | 1,981戸(-1)  |
| 人口  | 7,792人(-15) |
| 男   | 3,768人(-7)  |
| 女   | 4,024人(-8)  |
|     | ( )内は対前月比   |

第180号 ◆発行 千早赤阪村役場 ☎(0721)72-0081代 編集 総務課



## 村民運動場に ナイター設備完成

### ナイター設備完成

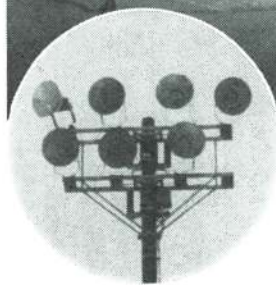
村民の皆さんの健康、体力づくり、スポーツ活動をより一層促進するため、かねてより工事を進めていました、村民運動場にナイター照明施設がこのほど完成し、七月八日点灯式を行いました。照明は、周囲4か所、二十六個の投光器を使い約五三〇〇平方メートルのグラウンドを照明、ソフトボール(一面)専用です。

点灯は、コインタイマー方式を採用し、所定のコインを投入することによって自動的に点灯します。使用開始は、七月十日から、手続は従来どおりです。使用はグラウンド使用料一〇〇〇円(二時間)照明使用料二〇〇〇円(二時間)が必要です。なお、使用時間については、従来午後七時までに納めていたが午後九時までに延長しました。運動場は村民みなさんのものです。使用時間は

必ず守り、使用後は、整理整頓してください。特に道路上には駐車しないよう充分ご注意ください。

問い合わせ、使用申し込みは、教育委員会指導課へ。

☎七二一〇〇八一(内線四六)



## 幼稚園就園奨励費補助

申請  
7月25日

千早赤阪村に住んでいて、  
村立・私立幼稚園に四歳児ま  
たは五歳児を通園させておら  
れる世帯で、所得に応じ補助  
が受けられます。

## ▼村立幼稚園の場合

昭和62年度村民税の所得割  
課税額が、年額五、〇〇〇  
円以下となる世帯

## ▼私立幼稚園の場合

昭和62年度村民税の所得割  
課税額が、年額一〇六、〇  
〇〇円以下となる世帯

## ▼申請期間

7月25日まで（通園先の園  
長に提出してください）

## ▼問い合わせ

村教育委員会 ☎ 20081

府民と知事の  
おはよう対話

南河内地域  
で、「府民  
と知事のお  
はよう対話  
」が次のと  
おり行われ  
ます。これ  
は、知事公  
舎で行われ  
ている「お  
はよう対話  
」を知事が  
皆さんの身  
近かなとこ  
ろへ出かけ  
て府政に関  
する提言な  
どお話を聞



こうというものです。  
とき：7月30日（水）  
午前9時30分から11時まで  
ところ：南河内府民センタ  
ー 2階特別会議室  
お問合せ：知事室府民情報  
室  
☎ 06(941)0351  
内線 4001、2  
南河内府民センター  
☎ (25) 1131  
内線 211、2

今月のキャンペーン  
年金と税金

## Ⅱ 高齢者年金特別控除

国民年金や厚生年金、恩給  
などの公的年金を受け取った  
ときは給与所得となります。  
ただし、六十五歳以上にな  
りますと年間の所得金額が一  
千万円以下の方は、高齢者年  
金特別控除（最高七十八万円）  
が受けられます。例えば、配  
偶者控除を受けられる奥さま  
があり、ご本人の収入が公的  
年金だけという方の課税最低  
限は、次表のように二百四十  
一万九千円となります。（昭  
和六十二年分）なお、六十五  
歳以上の人が、公的年金収入

## (昭和61年分)

|           |            |
|-----------|------------|
| 高齢者年金特別控除 | 780,000円   |
| 給与所得控除    | 658,399円   |
| 社会保険料控除   | 71,600円    |
| 高齢者控除     | 250,000円   |
| 配偶者控除     | 330,000円   |
| 基礎控除      | 330,000円   |
| 合計        | 2,419,999円 |

（注）社会保険料は年間71,600円を支払ったものとして計算  
しています。

※昭和62年分においては、配偶者控除は38万円になります。

## 村税メモ

富田林税務署  
☎ 243281

昭和六十二年分、固定資産  
税第二期分の納期は七月末日  
です。税金は納期限内に金融  
機関等で納付していただくよ  
うお願い致します。なお、村  
府民税第一期分及び軽自動車  
税の未納のある場合は併せて  
納付くださいますようお願い  
致します。

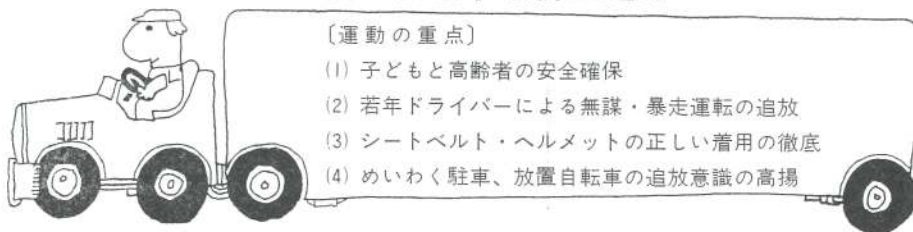


のみの場合、その収入金額が  
百六十八万円（基礎控除三十  
三万円＋給与所得控除五十七  
万円＋高齢者年金特別控除七  
十八万円）以下であれば、生  
計を一にしている息子さんな  
どの扶養控除の対象になりま  
す。  
※公的年金の受給のもとにな  
る国民年金や国民健康保険な  
どの払込保険料は、所得税と  
住民税を計算するときに「社  
会保険料控除」として全額を  
所得から差し引かれます。

## —夏の交通事故防止運動—

## 〔運動の重点〕

- (1) 子どもと高齢者の安全確保
- (2) 若年ドライバーによる無謀・暴走運転の追放
- (3) シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底
- (4) めいわく駐車、放置自転車の追放意識の高揚





## 40歳になったら成人病検診を受けましょう

### 「病気は気づかぬうちに始まっている」

みなさん、毎年成人病検診を受けておられますか？

本村では胃がん・子宮がん乳がん検診に加え、成人病検診で健康のチェックを行っています。成人病とは、ひとつの病気の名称でなく、成人になつてから症状が出てくるいくつかの慢性的な病気の総称です。たとえば、がん・脳卒中・心臓病・高血圧・糖尿病・肝臓病などが成人病としてあげられます。これら成人病は徐々に病気が進むことが多く長いあいだ病気の進行に気づかないことが多いです。ですから、この機会に村での成人病検診をうけ、自分の体の総点検をされてみませんか？

☆8月中旬から9月の始めに結核検診・肺がん検診・成人病検診を行います。職場などで受ける機会のない方、土曜日曜日も実施していただきますので進んで受けるようにしましょう。

#### △検査項目▽

①結核検診（十六歳以上）及び肺がん検診（今年度より実施）

胸部レントゲン直接撮影

※今年度より、従来の間接撮影から直接撮影に変わり結核とともに肺がんの検査もでき、より正確な結果が得られるようになりました

②成人病検診（四十歳以上）

問診・身体計測・血圧測定・検尿・血液検査（貧血・肝機能・腎機能・コレステロール・血糖）・心電図・眼底検査・保健指導を全受診者に実施。

※去年より引き続き、今年度も、問診・肝機能検査の結果、必要な方に腹部超音波検査を秋頃実施いたします。

※また、今年度より新たに血液検査に血糖検査も加え尿糖検査とあわせてより充実したものとなります。

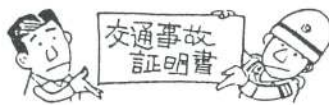
③肺がん検診（四十歳以上の希望者）

希望される方には喀痰検査を行います。受診料は400円です。

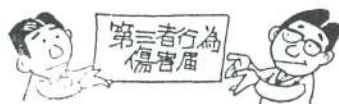
☆日程等は広報8月号に掲載致します。

#### 交通事故にあったときの注意

1 警察に届けて証明書をもらいましょう



2 国保に「第三者行為傷病届」を提出しましょう



交通事故など、第三者から

### 国保と交通事故



#### 講演会のお知らせ

成人病は徐々に病気が進むことが多いので、長い間病気の進行に気づかないことが多く、病気がある程度進行してから、いろいろな自覚症状があらわれ、からだの調子が変わっていくことに気づきます。

大部分の人が自覚症状があつて始めて医師を訪れるのですが、「健康」だと自分で感じていたときから定期的に健康検診をうけ、からだの異常や病気の早期発見に努めることが健康の第一歩となります。そこで、本年も成人病検診の前に健康づくりの一環として講演会を開催致しますのでふるってご参加ください。

※日時 7月17日(金)

講師  
大阪市立大学医学部  
公衆衛生学教室  
戸田医師・伊達栄養士

午後1時30分～3時30分頃  
※会場 千早赤阪村公民館  
※参加料 無料  
（健康手帳をお持ちの方は当日ご持参ください。）  
※問合せ 役場住民課衛生係  
☎(72) 0081代

交通事故など第三者から傷害にあい、国保で治療をうけるにはいくつかの条件や手続きがあります。

まず「第三者行為傷病届」を提出しなければなりません。またそのほか、警察の事故証明書等の書類などいろいろありますので、交通事故で保険給付を受けるときは、必ず役場保険課国保係に保険証、印かん持参の上お届けください。

※加害者から現実に治療費を受けとっていただければ、国保はつかえません。



# 国民年金保養施設のご案内

国民年金保養センターは、国民年金の被保険者や受給権者や家族たちの保養施設として建てられたもので、北海道から九州まで全国に設置されています。これらの施設は、いづれも風光明媚な温泉地名勝地、海浜等にあり、保養に宿泊にご利用いただけます。

## 国民年金保養センター一覧表

| 施設名          | 所在地                    | 電話番号         |
|--------------|------------------------|--------------|
| いわない         | 北海道岩内町岩内町野東500         | 0135(62)8841 |
| つるいグリーンパーク   | 北海道阿寒郡鶴居村宇智原野北16線西3-5  | 0154(64)2221 |
| つるが富士見荘      | 青森県北津軽郡鶴田町大字廻環字大沢71-3  | 0173(22)3007 |
| はなまき         | 岩手県花巻市金矢第5地割251-1      | 0198(27)2811 |
| みちのく路        | 宮城県志田郡鹿島台町広長字石川原4番     | 022956-5511  |
| のしろ          | 秋田県能代市落合字龜谷地1-11       | 0185(54)2121 |
| もがみ          | 山形県最上郡最上町大字大堀1360-9    | 0233(44)2311 |
| 阿多多羅         | 福島県二本松市岳温泉1丁目200-1     | 0243(24)2306 |
| ときわ路         | 茨城県常陸太田市増井町1797        | 0294(72)4141 |
| きつれがわ        | 栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川5445-1  | 0286(86)2311 |
| 草津グリーンパークバレス | 群馬県吾妻郡草津町大字草津白根464-523 | 027988-3960  |
| むさしの         | 埼玉県川越市大字伊佐沼沼田町667-2    | 0492(24)3210 |
| そとほう         | 千葉県夷隅郡岬町和泉4437-10      | 047087-7111  |
| おくたま路        | 東京都青梅市二俣尾2-371         | 0428(78)9711 |
| さかみの         | 神奈川県横浜原市弥栄3-1-5        | 0427(52)0291 |
| こしじ          | 新潟県北魚沼郡湯之谷村大字窪沢        | 02579(2)6111 |
| ひみ           | 富山県水見市姿400             | 0766(79)1324 |
| のと           | 石川県羽咋郡志雄町字敷浪5-48-2     | 0767(29)4181 |
| 北潟湖畔荘        | 福井県坂井郡芦原町北潟211字        | 0776(79)1124 |
| かすがい         | 山梨県東山梨郡春日居町鎮目178       | 055326-3811  |
| こもろ          | 長野県小諸市大字大久保字東柳沢620-3   | 0267(22)2288 |
| グリーンハイツ養老    | 岐阜県養老郡養老町小倉544-1       | 05843(2)3118 |
| サンパーク大山      | 愛知県大山市大字大山字甲塚48-3      | 0568(62)5510 |
| はまじま         | 三重県志摩郡浜島町大字南郷1534-1    | 05995(3)2282 |
| 翠湖苑          | 滋賀県高島郡高島町大字永田4-先       | 0740(36)1140 |
| ハイランドヒルズ姫路   | 兵庫県姫路市広峰山麓ノ谷224-26     | 0792(84)3010 |
| 大和路          | 奈良県桜井市山田299-1          | 07444(3)8606 |
| くまのじ         | 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市屋        | 07355(2)3535 |
| いなばじ         | 鳥取県鳥取市松原343            | 0857(57)0224 |
| 湖陵荘          | 島根県松江市湖陵町二部1192-1      | 0853(43)1311 |
| しもつ          | 岡山県倉敷市下津井1482-1        | 0864(79)8880 |
| 源平荘          | 山口県下関市みすみ町8-8          | 0832(32)5900 |
| かがわ          | 香川県香川郡塩江町上西甲30-2       | 0878(93)1177 |
| うわじま         | 愛媛県宇和島市九穂字天満甲207-2     | 0895(25)3000 |
| 太宰府          | 福岡県太宰府市大字太宰府1775       | 092(925)5801 |
| かんさき         | 佐賀県神埼郡神埼町大字城原3702-14   | 0952(53)1188 |
| くちのつ         | 長崎県南高来郡口之津町白浜甲2829-1   | 09578(6)2020 |
| あしきた         | 熊本県芦北郡芦北町鎮木山1660-2     | 0966(82)5000 |
| くにさき望海苑      | 大分県東国東郡国東町黒津崎          | 09787(2)2112 |
| 青島太陽閣        | 宮崎県宮崎市大字折生迫字海添87       | 0985(65)1531 |
| たるみず         | 鹿児島県垂水市錦江町1-194        | 0994(32)1531 |

●ご利用の方は、施設あて直接ハガキか電話で申込んでください。

●料金は3,800円～5,000円(サービス料込)程度。

## 老人医療証の切り替えを

### 65歳から69歳の方

現在もっておられる老人医療証(オレンジ色)は、七月三十一日限りで使用できません。八月一日からは、新しい医療証(ブルー)に変わります。切り替えの受付は、七月二十七日から三十一日まで保険課老人医療係で行いますので必ず手続きをしてください。なお、切り替え該当者にはハガキで通知します。

★切り替えに必要なもの  
①現在使用している老人医療証(オレンジ色)  
②健康保険証  
③印鑑  
④通知ハガキ

ただし、今年一月二日以降に本村に転入された人でこの切り替えの対象者は、昭和六十一年分の所得証明書が必要で、

※小吹台地区の方は、七月二十八日(火)、午前九時三十分から十一時まで小吹台連絡所で受付します。

老人保健法医療受給者証または老人医療証を持っておられる六十五歳以上の人で、次に該当する場合は、一部負担金(外来一ヶ月八百円、入院一日四百円)を支払わなくても受診できる証明書を発行しています。

なお、古い証明書は、七月三十一日限りで使用できません。八月一日からは、新しい証明書に変わりますので、申請

◆該当者  
(1)家族全員が村民税非課税または減免されている人。  
(2)身体障害者医療助成制度に該当する人。  
(3)特定疾患治療研究事業に該当する難病にかかっている人。  
(4)精神衛生法または結核予防法にもとづく医療を受けている人。

## 老人医療費の一部負担金

### 相当額助成の申請を

◆申請に必要なもの  
①老人保健法の医療受給者証または老人医療証  
②身体障害者手帳  
③健康保険証  
④印鑑  
⑤非課税証明書(家族全員のもの)

詳しくは役場保険課老人医療係までお問い合わせください。

## 障害基礎年金

旧の障害福祉年金を受けている皆さんへ  
必ず七月末日までに、現況届を提出しましょう。

障害基礎年金(旧の障害福祉年金)を受けている人は、今年から年一回現況届を提出していただくことになり、大阪府民生部国民年金課から、前回の支払通知書といっしょに、届出用紙が送られています。

この現況届は、引き続いて年金を受けることができるかどうかを確認するための届出です。今月末までに必ず本村保険課国民年金係まで提出してください。

なお、この届出がないときは十一月期の支払分から一時保留となりますのでくれぐれもご注意ください。

## お知らせ

## 大阪府警察官募集

男子

- 受付期間 7月16日(木)まで
- 試験日 7月26日(日)
- 採用予定人員 約1000人  
(婦人警察官採用試験は10月予定)
- 受験対象  
昭和35年4月2日から昭和45年4月  
1日までに生まれた男子(昭和63年3月、高校卒  
業見込みの人を除く)



●お問い合わせ  
府警察本部警務課採用係 ☎06-9423140  
●近くの警察署・派出所

親と子の  
教室生募集

| 教室名   | 陶芸教室     | 映画教室                                                             | 手作りパン教室                 |
|-------|----------|------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 月 日   | 7月28日(火) | 8月3日(月)                                                          | 8月17日(月)                |
| 場 所   | 公 民 館    | 公 民 館                                                            | 自然休養村管理センター             |
| 講 師 等 | 林武夫先生    | 作品名<br>●小公女セーラ<br>●はばたけ明日への瞳<br>(子供たちの心の優しさと友情<br>の美しさを伝える感動の物語) | 枝松悦子<br>賀津子<br>孝子<br>先生 |
| 参加費   | 1人200円   | 1人100円                                                           | 1人150円                  |
| 定 数   | 親子10組    | 親子30組                                                            | 親子15組                   |

●子どもは小学生以上といたします。

●先着順にて受けつけし、決定者には後日詳しく連絡いたします。

## 診療所休診日のお知らせ

| 七月       | 八月        |
|----------|-----------|
| 十一 一日(土) | 八 日(土)    |
| 十八 日(土)  | 二十九 日(水)  |
| 二十二 日(水) | 二 日(水)    |
| 二十九 日(水) | 九 日(水)    |
|          | 十六 日(水)   |
|          | 二十 日(水)   |
|          | 二十七日 日(水) |
|          | 三十一 日(水)  |

## 善意銀行への預託

◎亡母ヤイノ殿の供養として  
一金一〇〇、〇〇〇円

大字中津原39番地の5  
橋 高頼殿  
福祉基金への預託

消費生活リーダー  
養成講座

一般の消費者を対象に、消費生活リーダー養成一般講座が、大阪府、南河内地域十市町村が共催で開催されます。

●日時 9月3日から10月8日までの毎週木曜日  
午後1時から4時

●会場 南河内府民センター

●費用 無料

●定員 百名

●内容 ▼貯蓄方法と金融▼

契約をめぐる知識(訪問販売等)▼家庭用品の品質と安全性▼加工食品の安全性▼悪徳商法(霊感

商法等)▼最近の消費者▼最近の消費者苦情事例(修了者に修了証交付)

●申し込み・問い合わせ  
7月31日(金)まで

産業建設課

☎721447

◎亡父肇殿の供養として  
一金三〇、〇〇〇円

大字森屋48番地  
和田 正殿

預託者のご厚志に厚く感謝致します。お預り致しました

善意は、目的に最大の効果が  
あがりますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会

## 俳句コーナー



- 山中の神の祠に毛虫 小澤 游湖
- 山路を煮てそれからの 妻の屋 つる女
- 一すくひ長生三年寺清水 譲子
- 奥山の花かんざしか桐の花 英子
- 船端を飛魚かすめ隠岐の海 たか子
- 青葉潮関門橋を宿の庭 百合子
- 母の日のシバンシーの靴 ねだりけり 郁子
- 無住寺の花見る客で ありにけり 菜女
- 筒鳥や亡母に甘えて みたくなり 信子
- 幸せに生きて花見の 夫婦かな 桑治
- 病窓の卯月夜明けの 妻こひぬ 勇
- 校庭の蛇に出番の老教師 次男
- 山門に筆酒許すも花盗るな 博實
- 太平記の里こよりぞ 楠若葉 一寒士
- つくしんば鉢にうゑてる 小さき手 はや子
- 花びらをほしいまゝにや 西行塚 里女
- 初探の山路こがし ゐたりけり 園子
- 亡き母の匂ひ残りし春裕 美代子



# 村の話題あれこれ

みなおそう

ふさと

## 村の近世・近代

### ◎石川33番の観音札所

南河内の東部地区でも延宝元年（一六七二）から、大ヶ塚善正寺の讃譽上人により、観音札所めぐりがさかんに行なわれ、明治初年までつづけられた。本村では、15番森屋浄念寺、16番川野辺西福寺、17番水分長正寺、18番水分室堂、19番水分谷の堂、20番東阪元見山、21番中津原光明寺、22番中津原興福寺、23番小吹蓮花寺であったが現在殆んど廃寺となっている。

### ◎青面金剛像

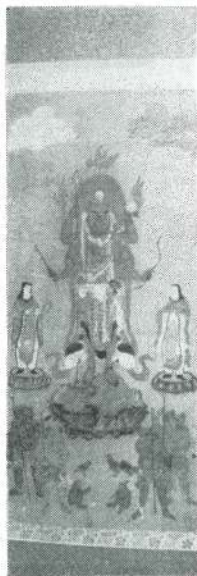
庚申信仰の本尊

本来、病魔、悪鬼を払う神であったが、室町時代より、道教、仏教信仰が加わり、民間信仰の庚申講の本尊となった（小吹下出庚申講所蔵）。



### ◎蔵王権現

修験道の開祖、役行者が感得した神で修験道関係の寺に多く見られる。不本見山円通



寺平等院所蔵であったが、明治初年、神仏合祀禁止令により現在大橋慶二氏預りとなっている。

## 魚のつかみどり

六月七日(日)、

真夏のような日

曜日、小吹台こ

ども会恒例の魚

のつかみ取り大

会が、小吹台小

学校プールで行

なわれました。

この日の魚は

購入したものや

寄附があったも

ので、その数は

約三千匹。三月

下旬ごろから魚

の世話をしました。

午前中、金魚すくいや、ヨ

ーヨーつりを楽しみ、午後か

らは、この日のメインイベン

トの魚のつかみとり大会、魚

をつかまえるのに服をずぶぬ

れにし、子供たちが互い協力



## 自動車排出ガス街頭検査

自動車は大気汚染や騒音の大きな原因となっており、今後、自動車交通総量の抑制等総合的な対策が必要になってきています。

村では、富田林警察署の協力のもとに、去る六月二十四日(木)、千早赤阪村公民館前に

### ●自動車排出ガス街頭検査結果

| 区分<br>項目 | 検査<br>台数 | 適合車 | 不適合車 |
|----------|----------|-----|------|
| 一酸化炭素    | 50       | 45  | 5    |
| 炭化水素     | 50       | 48  | 2    |

### ●使用過程車(中古車)の規制基準

| 車の種類                               | 規制内容       |                                                                             |
|------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ガソリン車                              | 一酸化炭素      | アイドリング時4.5%                                                                 |
| LPG車<br>(乗用車、ライトバン、小型トラック、軽自動車、など) | 炭化水素       | アイドリング時<br>4サイクル車 1200ppm<br>2サイクル車 7800ppm<br>特殊エンジン車 3300ppm<br>(ロータリー車等) |
|                                    |            |                                                                             |
| 軽油車<br>(ジーゼル車)                     | ジーゼル<br>黒煙 | 無負荷急加速時50%                                                                  |

おきまして一酸化炭素(CO)・炭化水素(HC)の有害ガス排出濃度検査を実施しました(写真)検査結果および規制基準は別表のとおりです。今後とも自動車公害防止のため御協力をお願いします。

し、魚を追っかける真剣な姿「こんな大きな逃がした」「一匹もつかまえられへん」と泣き出しそうな子供たち。魚を追いかけて、思いきり楽しんだ初夏の日でした。



# スポーツ通信

## —競う青春—



### ☆ 南河内郡体育大会

主催：南河内郡体育連盟  
後援：南河内郡各町村教育委員会

#### ① テニス大会

5月24日(日) 美原町立総合体育館  
女子の部：1回戦敗退(村テニス連盟代表チーム)  
男子の部：2回戦敗退(村テニス連盟代表チーム)

#### ② 軟式野球大会

5月31日(日) 太子町立中学校  
1回戦敗退(村軟式野球連盟千早ロイヤルズチーム)

#### ③ ママさんバレーボール大会

6月11日(日) 狭山町立総合体育館  
1回戦敗退(村ママさんバレーボールクラブ小吹台チーム)



### ☆ 村軟式野球連盟春季大会

主催：村軟式野球連盟  
後援：村教育委員会・体育協会  
5月10日(日)・24日(日) 村民運動場  
優勝：千早ロイヤルズ  
準優勝：ジャガーズ

### ☆ 村テニス連盟春季大会

主催：村テニス連盟  
6月14日(日) 村立テニスコート  
ミックスダブルス 優勝：森・小松原組  
準優勝：福富・西村組

### ☆ 全大阪女子キックベースボール大会

主催：全大阪女子キックベースボール連盟  
5月31日(日) 大阪市東住吉区  
準優勝：千早こども会チーム

## テニス 初心者 講習会

村テニス連盟では、第3回  
初心者講習会を左記のとおり  
開催いたします。

期 間 8月2日(日)～  
9月6日(日) (毎日曜日)

時 間 午前9時～午後1時

参加費 3000円

定 員 40名

講 師 日本テニス協会  
麻野コーチ・横山コーチ

対 象 ①初めての方②初中  
級者(クラス分けを致し  
ます)

締切り 7月26日(日)または定  
員になり次第

申込先 磯谷 ☎727700  
教育委員会 ☎720081

## 村営プール

## 開放

今年も例年どおり左記の要  
領で村営プールを開放します

場 所 楠公誕生地横  
村営プール

期 間 八月一日～二十日  
午後一時～四時

料 金 大人(中学生以上) 三十円  
小人 二十円

問合せ 教育委員会 ☎720081

※プール周辺には駐車場スベ  
イスがありませんので、車で  
の御来場は御遠慮ください。



夏に鍛えろ





## インドネシア共和国

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 首都   | ジャカルタ                                       |
| 面積   | 約191万km <sup>2</sup><br>(日本の約5倍)            |
| 人口   | 1億6158万人<br>(1984年)                         |
| 人口密度 | 1km <sup>2</sup> 当たり約82人<br>(日本は約320人)      |
| 言語   | インドネシア語<br>(その他、70を超える)<br>種族語がある           |
| 宗教   | イスラム教87.5%<br>キリスト教7.5%<br>ヒンズー教・仏教<br>2.8% |

なんとなく日本語に似ていて親しみやすいのがインドネシア語です。

チャワンは茶碗、クーチャイは蕨、キラットは稲妻、スダは済んだ……。

このように偶然とはいえ、日本語の発音と似ている言葉や意味の同じような言葉がたくさんあります。

インドネシア語はその昔、商人が使っていた覚えやすいマレー語が母体となっており、次第に全国へ広まったのだそうです。

世界で十番目の石油産出国

日本は島国。では、日本に島がいくつあるかご存じですか。答えは北方四島も含め、三千九百二十二。この数字が多いか少ないかはともかく、同じ島国であるインドネシアには、日本の三倍強に当たる一万三千の島があります。この国には、マレー

## インドネシア共和国 輸出の半分は日本へ

系を中心に、七十を超える種族が住んでいます。それぞれに異なった言語や習慣があるわけですが、それはこの国が島国であることと無関係ではありません。

ところで、みなさんはインドネシアと聞いて「石油」を思い浮かべますか。一般に、石油の産出国というと、中近東、北アフリカの国々を思いがちですが、インドネシアは世界でも十番目の石油産出国。石油は輸出全体の六五%を占め、インドネシア

経済を支える大切な柱なのです。ですから、地下資源の乏しい日本にとって、インドネシアは大切な資源供給国。もともと、インドネシアにとっても日本は一番の「お客様」で、石油、天然ガス、天然ゴム、など全輸出

の半分をわが国に送っています。日本の技術協力が実ったアルミの生産

日本とインドネシアの関係は貿易だけではありません。最近インドネシアではアルミの生産が活発になってきましたが、これは日本の協力によるところが大きいのです。

インドネシアの国づくりの一つ「アサハン計画」では、日本のプロジェクト・チームが現地のひとと力を合わせ、アサハン河に三つのダムと発電所を建設し、その電力でアルミの製錬工場を次々と完成させています。この計画によって、地域の道路、電力供給、住宅などが整備され、人々の働く場も増えました。

資金協力だけでなく、技術協力や技術者養成にも貢献する。国と国の真の友好関係を築くには、これが何より大切なのです。



## 覚せい剤使用の恐ろしさ



## 覚せい剤を追放しよう

覚せい剤等薬物乱用の恐ろしさについては誰でも一応は知っていると思われるのですが、毎年新しい乱用者が出てくるのも事実です。乱用の直接的な動機は「人に勧められて」とか「好奇心」からといった単純で安易なものがほとんどです。「一度ぐらいなら」「すぐに止めればいいだろう」といった安易な考えからドロ沼に陥っていきます。

薬物乱用を追放し撲滅する

ためには、すでに乱用者になっているものに対する対策も重要ですが、何よりもこれから新しい乱用者を出さないようにすることこそ肝要です。覚せい剤などについての相談は

大阪府麻薬覚せい剤等対策本部

電話 06(941) 0351  
(内線2557)

覚せい剤 110番  
電話 06(943) 7957



## この芽が育つ日

村内の幼稚園の保育参観に出かけていきました。さわやかな風の心地よい五月晴れのある日の午後のことでした。坂道を下って園内に入ると、ちょうど園長先生や主任の先生が、昨夜来の雨のためにできた園庭の

## 心と力をひとつに

ところどころのぬかるみに土を入れておられる場面に出くわしました。スコップに土をのせて何度も、何度も運んでおられます。教室の方へ目を移すと園児たちが、にぎやかに遊んでいます。担任の先生たちは公開保育の準備に大忙しです。のんびりとしているのは、足をうるついている一羽の鶏だけでした。この幼稚園で生まれ育ったというこの鶏は、親鳥に小屋を追いかされた不幸な鶏なのだそうです。狭い小屋の中で肥え太っている親鳥たちよりも悠々としていて、生命力あふれる

存在に見えました。

教室の方へ近づいてみると、廊下へクッションや玩具を積み上げて、園児たちが「基地遊び」に夢中になっています。おもちゃの車を乗りまわしている園児もいます。教室の中で二、三人かたまって何やら話をしたり、小さな工作物で遊んでいるグループもあります。無心で遊ぶ園児たちの表情にも、生き生きとしたものが感じられました。

黙々と園庭の整備をしておられる園長先生、主任先生、あっちへ行ったり、こっちへ行ったりの担任の先生、思い思いに遊ぶ園児たち、そしてわが世の春を謳歌する一羽の鶏。園内に入ってからわずか十分足らずの間にわくわくするような感触が襲ってきました。ここには、いったい何かあるのでしょうか。

保育の時間が始まるころになって、頭の中がスッキリしました。園児たちが遊んでいた遊具類を一斉に片付けはじめました。どの子も、どの子も一つの目的に向かってみんなが動いているのです。先生の指図はほとんどなし。みんなが実にみごとに協力しています。先生方の愛情に育まれ、一定のルールを身につ



推進協議会

(千早赤阪村人権教育)

## 教育相談のご案内

村教育委員会では、学校生活や家庭生活などについて(別添内容)教育相談を行ないます。ささいな事でも結構です。ぜひご利用ください。なお相談をされたい方は電話または面談で実施します。

## ◎相談者(敬称略)

宮城正義(小吹台小教頭)  
田村 登(教育委員会)

指導課長)

栃尾義晴(赤阪小教諭)

分領国治(千早赤阪中教諭)

浅田 敏(千早小教諭)

佐々木雅恒(多聞小教諭)

松原清巳(村青少年指導員)

東條節子(村青少年指導員)

## ◎相談日

7月25日 8月22日 9月

## 毎月五日は

## 少年を守る日

家庭も社会も

健全な

少年を育てるため

協力しましょう。

## ◎相談時間・場所

各月とも、午後1時～3時

電話相談 電話0081 (内線65)

面談 村公民館第3会議室  
相談日以外に教育相談をされる方は、毎週月曜日午前9時30分から11時まで教育委員会指導課で(担当 田村)

## 相談内容

## ◎学校生活

- ▽学習内容に関する問題
- ▽いじめに関する問題
- ▽友達関係に関する問題
- ▽進路・進学に関する問題
- ▽学校・担任の先生に関する事

## ◎家庭生活

- ▽子育てに関する事
- ▽家庭内のしつけの問題
- ▽学習塾・けいこごとの問題
- ▽家庭内暴力にかかわる事
- その他



村の木  
「くすのき」

# 行事予定表



村の花  
「やまゆり(こごせゆり)」

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                        |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|--|------|--|------|---------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|------|--|------|--------------------------------------------|------|---------------------------------|------|--------------------------------------|------|---------|------|---------|------|--|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                        |  | 25 土 | 教 育 相 談 (診療所2階) 13:00~15:00                                                                                                                         |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| <table><tr><td rowspan="5">10 金</td><td>自動車文庫 (千 早) 11:20~12:00<br/>(中 学) 12:20~13:00<br/>(役 場) 13:50~14:30<br/>幼児歯科健診 (富 保) 受付 13:00~13:30<br/>(S60年7月生れ)<br/>(ハブラシ・母子手帳・280円・ハガキ持参)<br/>普通ゴミ収集日</td></tr><tr><td>11 土</td><td>診療所休診日</td></tr><tr><td>12 日</td><td></td></tr><tr><td>13 月</td><td></td></tr><tr><td>14 火</td><td>妊 婦 教 室 (富 保) 13:00~<br/>普通ゴミ収集日</td></tr><tr><td>15 水</td><td>療 育 相 談 (富 保) 13:00~14:00<br/>一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00<br/>自動車文庫 (小吹台) 12:50~14:10</td></tr><tr><td>16 木</td><td>心配ごと相談 (診療所2階) 13:00~15:00<br/>行政相談 (診療所2階) 13:00~15:00</td></tr><tr><td>17 金</td><td>3才児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br/>(母子手帳・ハブラシ・早朝尿持参のこと)<br/>講演会(成人病について) 千早赤阪村公民館<br/>普通ゴミ収集日</td></tr><tr><td>18 土</td><td>診療所休診日</td></tr><tr><td>19 日</td><td></td></tr><tr><td>20 月</td><td>3か月児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br/>(筆記用具持参のこと)</td></tr><tr><td>21 火</td><td>妊 婦 教 室 (富 保) 13:00~<br/>普通ゴミ収集日</td></tr><tr><td>22 水</td><td>一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00<br/>診療所休診日</td></tr><tr><td>23 木</td><td>資源ゴミ収集日</td></tr><tr><td>24 金</td><td>普通ゴミ収集日</td></tr></table> |                                                                                        |  | 10 金 | 自動車文庫 (千 早) 11:20~12:00<br>(中 学) 12:20~13:00<br>(役 場) 13:50~14:30<br>幼児歯科健診 (富 保) 受付 13:00~13:30<br>(S60年7月生れ)<br>(ハブラシ・母子手帳・280円・ハガキ持参)<br>普通ゴミ収集日 | 11 土                                                                                                                                                | 診療所休診日 | 12 日 |  | 13 月 |  | 14 火 | 妊 婦 教 室 (富 保) 13:00~<br>普通ゴミ収集日 | 15 水 | 療 育 相 談 (富 保) 13:00~14:00<br>一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00<br>自動車文庫 (小吹台) 12:50~14:10 | 16 木 | 心配ごと相談 (診療所2階) 13:00~15:00<br>行政相談 (診療所2階) 13:00~15:00 | 17 金 | 3才児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br>(母子手帳・ハブラシ・早朝尿持参のこと)<br>講演会(成人病について) 千早赤阪村公民館<br>普通ゴミ収集日 | 18 土 | 診療所休診日 | 19 日 |  | 20 月 | 3か月児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br>(筆記用具持参のこと) | 21 火 | 妊 婦 教 室 (富 保) 13:00~<br>普通ゴミ収集日 | 22 水 | 一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00<br>診療所休診日 | 23 木 | 資源ゴミ収集日 | 24 金 | 普通ゴミ収集日 | 26 日 |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                        |  |      | 10 金                                                                                                                                                | 自動車文庫 (千 早) 11:20~12:00<br>(中 学) 12:20~13:00<br>(役 場) 13:50~14:30<br>幼児歯科健診 (富 保) 受付 13:00~13:30<br>(S60年7月生れ)<br>(ハブラシ・母子手帳・280円・ハガキ持参)<br>普通ゴミ収集日 |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                        |  |      |                                                                                                                                                     | 11 土                                                                                                                                                | 診療所休診日 |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                        |  |      |                                                                                                                                                     | 12 日                                                                                                                                                |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                        |  |      |                                                                                                                                                     | 13 月                                                                                                                                                |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 14 火                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 妊 婦 教 室 (富 保) 13:00~<br>普通ゴミ収集日                                                        |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 15 水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 療 育 相 談 (富 保) 13:00~14:00<br>一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00<br>自動車文庫 (小吹台) 12:50~14:10     |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 16 木                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 心配ごと相談 (診療所2階) 13:00~15:00<br>行政相談 (診療所2階) 13:00~15:00                                 |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 17 金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 3才児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br>(母子手帳・ハブラシ・早朝尿持参のこと)<br>講演会(成人病について) 千早赤阪村公民館<br>普通ゴミ収集日 |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 18 土                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 診療所休診日                                                                                 |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 19 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                        |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 20 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 3か月児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br>(筆記用具持参のこと)                                             |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 21 火                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 妊 婦 教 室 (富 保) 13:00~<br>普通ゴミ収集日                                                        |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 22 水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00<br>診療所休診日                                                   |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 23 木                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 資源ゴミ収集日                                                                                |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 24 金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 普通ゴミ収集日                                                                                |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 27 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                        |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 28 火                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 普通ゴミ収集日                                                                                |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 29 水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00<br>診療所休診日                                                   |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 30 木                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                        |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |
| 31 金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 普通ゴミ収集日                                                                                |  |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |        |      |  |      |  |      |                                 |      |                                                                                    |      |                                                        |      |                                                                                        |      |        |      |  |      |                                            |      |                                 |      |                                      |      |         |      |         |      |  |

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 8 月  |                                                                                |
| 1 土  |                                                                                |
| 2 日  |                                                                                |
| 3 月  | 3か月児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br>(筆記用具持参のこと)                                     |
| 4 火  | 普通ゴミ収集日                                                                        |
| 5 水  | 一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00                                                     |
| 6 木  | 心配ごと相談 (診療所2階) 13:00~15:00                                                     |
| 7 金  | 3才児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br>(ハブラシ・母子手帳・早朝尿持参)<br>普通ゴミ収集日                     |
| 8 土  | 診療所休診日                                                                         |
| 9 日  |                                                                                |
| 10 月 | 10か月児健診 (富 保) 受付 12:30~13:00<br>(筆記用具持参のこと)                                    |
| 11 火 | 普通ゴミ収集日                                                                        |
| 12 水 | 一般健康相談 (富 保) 受付 9:30~11:00<br>診療所休診日                                           |
| 13 木 | 診療所休診日<br>粗大ゴミ収集日                                                              |
| 14 金 | 幼児歯科健診 (富 保) 受付 13:00~13:30<br>(S60年8月生れ)<br>(ハブラシ・母子手帳・280円・ハガキ持参)<br>普通ゴミ収集日 |